

# わたしたちの国保

## 国民健康保険ガイド

国保加入世帯  
15,789世帯  
被保険者数  
31,059人  
(平成19年7月31日現在)  
お問い合わせ先  
保険課  
1116  
総合支所健康福祉課  
☎1331  
(内線315)

平成20年4月から、国民健康保険制度が大幅に改正されます。改正の内容は、これまでの「住民基本健診」に代わり、新たに「特定健診・保健指導」が設けられたこと、保険者の実施が責務として位置付けられたこと、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目したことです。また、負担割合、後期高齢者医療制度や支援金、退職者医療制度など、国保加入者に係る主な改正点を掲載しますので、制度に対するご理解とご協力をお願いします。

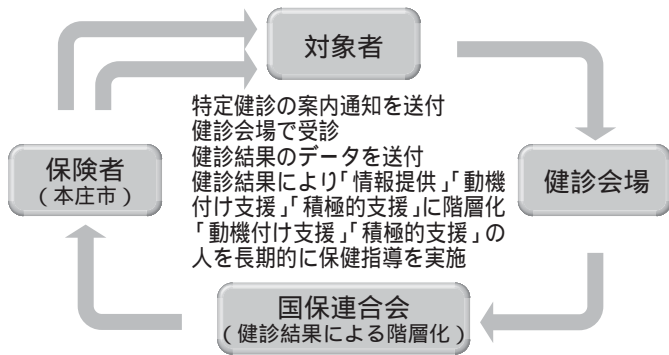
### 平成20年4月からの主な改正点

**特定健診・保健指導**  
40歳以上の市国保加入者が対象

現在は、市民を対象に「住民基本健診」を実施していますが、これに代わり、平成20年4月からは、「特定健診・保健指導」を実施します。

対象となるのは、市国保の加入者で、満40歳以上の人です。

また、特定健診を受けた人を健診結果により、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に分類します。このうち「動機付け支援」、「積極的支援」となった人は、保健



特定健診の案内通知を送付  
健診会場を受診  
健診結果のデータを送付  
健診結果により「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に階層化  
「動機付け支援」、「積極的支援」の人を長期的に保健指導を実施

指導を受けることとなります。この分類は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目したもので、健診により、この予備群などを特定し、将来に向けて心血管疾患・脳血管疾患・腎不全などの重症化を未然に防ぐため、長期的な保健指導を実施するものです。

#### 特定健診の診査項目

- 必須項目
- ・問診票（服薬、喫煙歴等）
  - ・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）
  - ・理学的検査（身体診察）
  - ・血圧測定
  - ・血液検査（脂質、血糖、肝機能）
  - ・検尿（尿糖、尿たんぱく）
- 医師が必要と認めた場合に実施  
心電図検査、眼底検査、貧血検査

#### 自己負担の割合

義務教育就学前  
70歳～75歳未満  
2割  
2割

これまで、3歳未満のお子さんが該当していた自己負担の割合（2割）の対象が、義

務教育就学前までに拡大されます。また、70歳以上75歳未満の高齢者は、1割から2割に変更されます。

#### 退職者医療制度

65歳から一般国保に移行

退職者医療制度（退職国保）は、厚生年金加入期間が20年以上の年金受給者本人およびその被扶養者が対象となります。現行では、退職者医

証は、移行日前までに送付し

#### -届きましたか-

### 新しい保険証を「配達記録郵便で」送付しました

国民健康保険の保険証（一般被保険者証および退職被保険者証）の有効期限が9月30日までとなっているため、10月1日から使用できる新しい保険証を9月下旬に「配達記録郵便」で送付しました。



なお、保険税を滞納している一部の世帯は、納税相談の後にお渡ししていますので、郵送はしていません。

「郵便物お預かりのお知らせ」に記載の保管期限を過ぎている場合は、保険証が郵便局から市保険課に返送されています。この世帯については、10月中旬ごろにご連絡しますので受け取りにきてください。

**後期高齢者医療制度**  
原則75歳以上の高齢者が加入

75歳以上（一定の障害がある人は65歳以上）の高齢者は、老人保健の対象となっており、1割現役並み所得者は3割負担で医療給付を受けています。

平成20年4月からは、老人保健に代わる新たな制度として「後期高齢者医療制度」が創設されます。本人の負担割



合は、現行の老人保健と同様ですが、この制度の大きな特徴は、次のとおりです。

埼玉県全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が実施主体となる。国保・共済組合・組合健保など、現在加入している保険から脱退し、この制度に加入する。

全体の医療費のおおむね1割を保険料（下表を参照）として加入者から徴収する。今回みなさんにお届けした

た保険証の有効期限については、平成20年4月1日現在で75歳以上の人は同年3月31日まで、同年4月2日以降に75歳になる人は誕生日の前日までとなつていきますのでご注意ください。

後期高齢者医療制度の保険証は、この制度の該当日までには交付（国保以外の健康保険加入者も含む）しません。なお、詳しくは、4ページをご覧ください。

**後期高齢者医療制度の財源構成**

公費（国・県・市町村） 5割	
保険料1割	現役世代からの「支援金」（本制度を除く健康保険の加入者から徴収） 4割

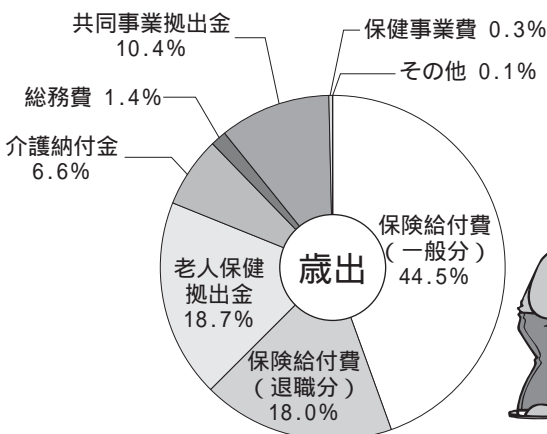
支援金分を創設  
国民健康保険税が医療・介護・支援金に分類

国民健康保険税は、医療分および介護分（40歳以上65歳未満）として、それぞれの税率により算定し徴収しています。今回の改正により、医療分と介護分に支援金分（右表を参照）が加わり、3本立てとなります。これは、加入者本人、国・県・市町村はもちろんのこと、各健康保険に加入している現役世代の人からも支援をいただき、平成20年4月から創設される後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るためです。



国保マスコット  
健康まもるくん

グラフから、医療費（歳出の保険給付費）が全体の6割以上を占めています。これを補うための保険料は、全体の約3割となつていきます。国民健康保険財政の健全な運営を図るためには、医療費の節約と保険料の納入が重要となります。



**平成19年度国保予算額 79億3,595万円**

